

行政書士法人の変更届出について (定款記載事項の変更)

東京都行政書士会

行政書士法人は、定款に記載した事項であり、かつ法人名簿記載事項でない事項を変更したときも、届け出る必要があります。

(法第13条の11、日行連会則第53条の5、日行連法人届出事務取扱規則第9条の2)

提出書類

1. 行政書士法人定款記載事項変更届出書(規定用紙)……………2通
※申請の『(代表)社員』の印は、行政書士法人の職印で押印下さい。
2. 定款の写し(変更の事項が記載されたもの) ……………2部

手数料

4,000円 現金 又は 郵便小為替(受取人は無記名の物)

変更事由の事例

- ・定款の相対的記載事項の一部：
業務執行社員に関する定め／社員の脱退の理由に関する定め／解散の理由に関する定め／等
- ・定款の任意記載事項の一部：
会計年度の定め／社員総会に関する定め／等

〒153-0042
目黒区青葉台3-1-6
電話 03(3477)2881(代)
FAX 03(3463)0669

行政書士法人定款記載事項変更届出書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会
会長

殿

法人名称
主たる事務所の法人番号
(代表) 社員

印

届け出た本行政書士法人の定款の記載事項について変更が生じたので、日本行政書士会連合会会則第53条の5の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

<変更事項>

変 更 後	変 更 前

合併届に併せて本届出書を提出する場合は、右欄にチェックすること。 合併届に併せた届出

添付書類： 変更後の定款の写し

※ 本様式は**定款の記載事項のみ**を変更した際の届出に使用し、行政書士法人名簿に登載された事項の変更に関する届出は、法人様式第7号「行政書士法人名簿登載事項変更届出書」により行うこと。

※ 行政書士法第14条の2の規定に基づく懲戒処分を受けた旨の届出は、本様式によらず、「行政書士法人懲戒処分報告書」により行うこと。

(以下、日本行政書士会連合会使用欄) 添付書類…… 定款の写し

決 裁	会 長	副会長	委員長	委 員	
点 検	局 長	次 長	課 長	係 長	課 員

()

行政書士法人定款記載事項変更届出書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会
会長

殿

法人名称
主たる事務所の法人番号
(代表) 社員

印

届け出た本行政書士法人の定款の記載事項について変更が生じたので、日本行政書士会連合会会則第53条の5の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

<変更事項>

変 更 後	変 更 前

合併届に併せて本届出書を提出する場合は、右欄にチェックすること。 合併届に併せた届出

添付書類： 変更後の定款の写し

※ 本様式は**定款の記載事項のみ**を変更した際の届出に使用し、行政書士法人名簿に登載された事項の変更に関する届出は、法人様式第7号「行政書士法人名簿登載事項変更届出書」により行うこと。

※ 行政書士法第14条の2の規定に基づく懲戒処分を受けた旨の届出は、本様式によらず、「行政書士法人懲戒処分報告書」により行うこと。

(以下、日本行政書士会連合会使用欄) 添付書類…… 定款の写し

決 裁	会 長	副会長	委員長	委 員	
点 検	局 長	次 長	課 長	係 長	課 員

()